

(10) 敷地の土盛り高さの制限

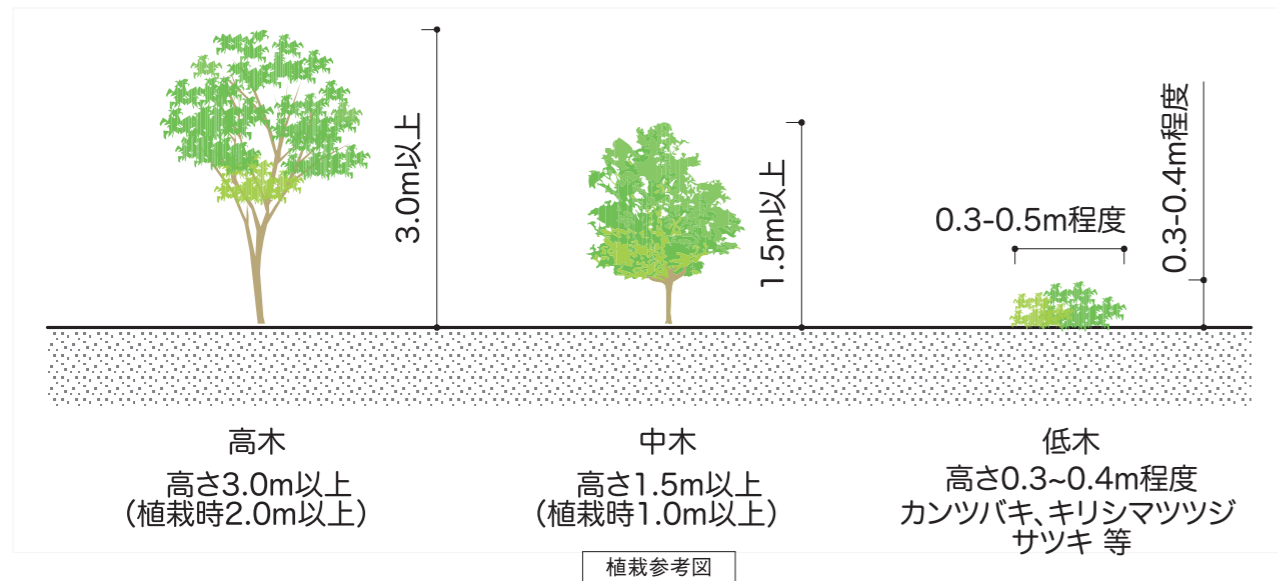
敷地の土盛りの高さの制限をすることにより、隣接敷地相互の公平性を確保する。

- 敷地の地盤の高さは変更できないものとする。
ただし、工事等により発生する残土の敷均し等に伴う場合は、この限りではない。

(11) 敷地への植栽

敷地内の緑化に努めることで、緑豊かな街並みを実現する。

- 敷地内には、低木・中木などを植樹して緑化に努める。



(12) 駐車場の配置

駐車場の配置について制限をすることで、歩行者の通行の安全等を確保する。

- 車の出入り口は、原則、セミパブリックゾーンからとする。ただし、セミパブリックゾーンに電柱・支線・ゴミ集積所などがあって車の出入りが明らかに困難な敷地及びセミパブリックゾーンが設定されていない敷地はこの限りではない。なお、隅切り部からの出入りは禁止する。

また、歩道を横断して利用する駐車場を設置してはならない。ただし、歩道を横断する以外に駐車場を設置できない場合はこの限りではない。



“暮らしやすいまち”をめざす

個別に家を建てるための「街並みルール」

(住宅地区 A)

あおい地区まちづくり整備協議会



平成 26 年 10 月 22 日発効

1. まちづくりの方針

“暮らしやすいまち”をめざします。

お互いに心地よく暮らしていくために、あおい地区へ移転する世帯で「街並みルール」を作成します。

そのルールに基づいて住宅等の建築物を新築することにより、整然とした落ち着いたある街並みを形成し、人と人とのつながりが感じられる、気軽にあいさつを交わせるような明るいまちをつくることをめざします。

また、災害時にも安全・安心でゆとりがあって暮らしやすい、次世代を担う人々にも魅力的なまちを実現していきます。

2. 「街並みルール」の構成・位置づけ

この地区では、概ね第一種低層住居専用地域並みの住宅地として、良好な居住環境を形成するための「街並みルール」を策定しました。

「街並みルール」は、都市計画法第十二条の四、第十二条の五などに基づく「地区計画」として定め、可能な範囲で地区計画条例とします。条例化されると、その内容は建築確認申請の際にルールが守られていることが確認できます。

また、条例化に馴染まない「街並みルール」項目については、全世帯の参加する新しいまちの自治組織により、街並み協定とするなどして、お互いに守るべき事項と位置づけます。